

ドイツ・ベルリン市の障害者施設に関する一考察

— ベルリン市オスト・リハビリテーションセンター訪問調査 (2012年) —

武 分 祥 子

Study on the Disabled Person Facilities in Berlin (2012)

Sachiko TAKEBU

要旨：本稿は、ドイツ・ベルリン市にある障害者施設オスト・リハビリテーションセンターの実情を、訪問調査(2012年9月12日)に基づき検討したものである。調査は障害をもつ人の学校卒業後の進路と就労、余暇生活の実情を把握することを目的とし、施設見学および聞き取りを実施した。その結果、施設を運営している財団の強みは、①公的資金により経営が支えられていること、②地域社会を巻き込みながらの運営が展開されていること(社会的インクルージョン)、③旧東ドイツの遺産と西側の経済力・技術力をうまく活用した点であることが明らかになった。その一方で課題としては、①財団運営の持続可能性、②障害をもつ人の高齢化を支えていくことが挙げられた。以上より、日本においても参考になり得るいくつかの点(教育と社会開発、専門職役割等)が示唆された。

Key words：障害者(disabled person)、就労(work)、余暇生活(leisure life)、社会的インクルージョン(social inclusion)

はじめに

本稿は、ドイツ・ベルリン市にある障害者施設であるオスト・リハビリテーションセンターの実情について、訪問調査(2012年9月12日)に基づき検討したものである。なお、本調査研究は、JSPS 科研費23252010の助成を受けたものである。¹⁾

筆者は2000年より約3年間、ベトナムにおける障害をもつ子どもの教育・福祉に関する調査活動にかかわっていた経過がある。ベトナムでの調査活動の縁により、今回のワーキンググループの一員として調査に参加した。各国の障害児者を取りまく状況は、その国の歴史、制度、経済状況などに大きな影響を受けており、教育や福祉においても国ごとに差異がある。今回の国際調査の一端に参加する

ことにより、教育および社会開発(福祉、医療、就労、社会参加)の視点で調査地の現状を把握できると考えた。

今回の調査報告は、2012年9月12日から21日までの日程で、ベルリンーバルセロナ調査を行ったうちのベルリン市一施設のものではあるが、先進国での障害者の就労の現状を把握し、その中での課題を導き出す。

調査概要

1. 調査目的

ドイツ・ベルリン市における特別なニーズをもつ人(とくに知的障害児者)への教育および社会開発(福祉、医療、就労、社会参加)の動向と課題を明らかにする。とくに、本稿は、ドイツ・ベルリン市にある障害者施設であるオスト・リハビリテーションセンターの

実情について、訪問調査（2012年9月12日）に基づき検討したものである。

2. 調査方法

調査日時：2012年9月12日（水）9:30～16:00

調査対象：Stifting Rehabilitationszentrum Berlin-Ost（オスト・リハビリテーションセンター＝東ベルリンリハビリテーションセンター）の関連施設

調査者：黒田 学（立命館大学産業社会学部教授）、小西豊（岐阜大学地域科学部講師）、荒木穂積（立命館大学産業社会学部教授）、窪島務（滋賀大学教育学部教授）、バユス・ユイス（京都外国語大学外国語学部准教授）、筆者ら10名。

情報提供者：ベッカー氏（財団代表）、ハネマン氏

調査方法および内容：施設見学および聞き取りにより、障害児の学校卒業後の進路と就労、余暇生活の実情を把握する。

調査結果

1. 財団の概要

1) 財団のシンボルマークと情報提供者

写真1のシンボルマークは、人が手を広げバランスを保っている様子をデザインしたものである。シンボルマークのデザインの四角（黄色）は仕事を、丸（赤色）は自由時間を、三角（青色）は住居を意味し、これら3つが



写真1



写真2

利用者にとってバランスよく保障されるさまを表現している。このマークは財団関連施設の建物にも、財団の紹介をする資料にも、インターネットの財団ホームページにも使用されており、このマークにより財団所属であることが一目瞭然である。

情報提供者は財団会長のベッカー氏（男性）と、職員のハネマン氏（女性）である（写真2）。ベッカー氏には財団代表として財団全体のことについて、ハネマン氏には財団の中心的役割を果たしている作業所であるLWB（Lichtenberger Werkstatt für Behinderteg GmbH 以下、LWBとする）について情報を得た。

1日の調査では、財団の詳細について情報提供者から聞き取りをし、さらに財団の関連施設の見学を実施した。情報提供および見学はドイツ語で説明されたため、ドイツ語通訳者（小林亜未氏）および窪島務（滋賀大学教育学部教授）に通訳を依頼した。原則として写真撮影は利用者本人の許可を得て実施した。

2) 財団の全体像と役割

図1は、情報提供者より配付された資料をもとに筆者が作成した財団の組織図である。前述したシンボルマークと同意で、仕事は黄色、自由時間は赤色、住居は青色で示した。つまり、今回訪問した財団の中心である作業所のLWBは図1左から二つ目の黄色の枠に該当する。このように財団は、利用者の仕事と自由時間と住居を保障するという理念を貫

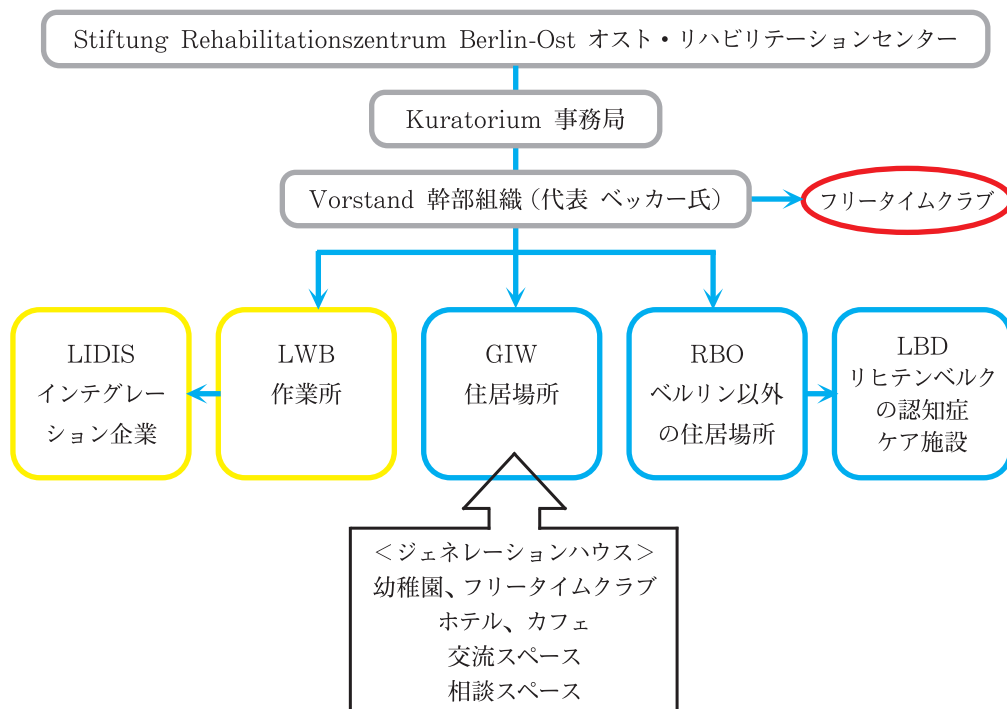


図1 財団の組織図

く活動を組織として展開している。

財団の目指していることは、医学的な意味ではない、社会教育的な意味でのリハビリテーション（社会教育的リハビリ）である。この財団の利用者は教育課程を終了した18～65歳までの重度の精神的な障害をもつ人、もしくは、身体障害でも重複障害で特別なケアを必要としている人で学校を卒業した青少年および成人である。

財団全体で利用者の総数は約500人であり、その70%が重度精神障害者である。学習障害の人も利用している。財団の財源は主に国家からの公的資金であり、その他、銀行からの借入れや宝くじによるものである。土地・建物は財団が借用しているものである。そして、スペシャルオリンピックスをオーガナイズするなど、国際的にも社会的にも幅広い活動を展開している。

以下の写真は、財団本部（写真3）とLWBの外観（写真4）である。建物のあらゆる所に財団のシンボルマークや理念を表したデザ

インが活用されていた。例えば財団本部の建物は、外壁を空色にして雲を漂わせ、限りなく続く世界の自由さと広がりを感じることが出来るものであった。加えて財団本部を含めた施設などは緑豊かな広大な公園の一部に存在しており、地域住民の憩いの場ともなっているようであった。

LWBより車で10分程度移動した場所に、財団本部があった。ここは2008年に設立され、旧東ドイツに以前からあった建物を使用しリフォームにより財団施設として活用している



写真3



写真4

ものである。この公園となっている広大な敷地には財団本部の他に小学校（開校準備中）、約90人のケアつき住居、認知症高齢者のケア施設、スポーツセンター等が点在していた。

3) 利用者の就労・余暇活動・住居

財団を利用するに当たり、まず利用者は財団の作業所等で3ヶ月就労し、就労が可能か判断する試行期間を過ごす。この判断期間を経てさらに利用者は2年間の職業訓練を受け、自分に適した仕事をみつける。約11職種を訓練し、その後本格的に財団の作業所で働くことになる。中には普通の企業で働く人もおり、そのために財団以外の企業での21ポジションが準備されている。財団がもつ認知症の高齢者施設で就労している人も現在4人となっている。給料は120～180€/月であり社会保険も適用される。

住居は財団から提供されたもので、ベルリン市内にあり、利用者はそこから各自職場へ通う。500人中約170人は実家から通勤しているといい、すべてが財団の住居に住んでいるということではない。さらに余暇活動を具現化したものとしてクラブ活動も推進されており、クラブ活動はさまざまな人々との交流の場となっている。

作業所で働く利用者を支援する財団のスタッフは5カ所で120人である。作業所などでの作業を支援するためにスタッフには、職業訓練の各資格に加えて特別支援教育を修了していることも求められる。つまり、支援者であ

るスタッフは、特別支援教育修了者であり、かつ何らかの専門職者（職業訓練の資格、心理、発達、社会福祉、社会教育、スポーツ関係など）でもある。

4) 施設見学（LWBおよび関連施設）

LWBは財団の中心の作業所であり、利用者が職業訓練を通じてスキルを磨く場となっている。ここは2階建てで中庭が配置され、屋上には緑化対策が施されていた。2階の廊下からは各作業の様子がガラス越しに見えるよう設計されており、開放感のあるゆったりとした造りになっていた。

LWBでの訓練内容は、クリーニング、部品の組み立て、ボート修繕、仕分け、食堂業務などである。写真5は組み立ての行程を作業場所横の壁に示したものである。さらに写真6は組み立て作業中の利用者の様子である。組み立て作業担当の利用者が机上で根気強く作業を続けていた。



写真5



写真6

利用者の勤務時間は週36時間、月～木曜日は9時から15時30分まで、金曜日は9時から14時までとなっていた。1日に4回の休憩を取りながら就労しているとのことであった。

考 察

今回の調査は一財団のみの見学と聞き取りであったが、調査による考察を強みおよび課題の2点からまとめる。

1. 財団の強み

財団の強みとしては3点が考えられる。安定した経済基盤が確保できていることが強みの第一に挙げられる。安定した経済基盤の源は社会法典に基づいた国家による公的資金であり、これにより財団としての組織的な運営がされ、広大な作業所スペースの確保や給料支給、多岐に渡る活動が可能となっているといえる。

公的資金の投入の背景には、ドイツの憲法に該当する社会法典で規定された社会権の保障が考えられる。析本は「社会法典の存在はドイツの福祉を理解するうえで重要なポイントといてよい」とし、社会権は9つの領域におよぶ社会給付であり、その中には雇用促進、適切な住宅に住むための補助、障害者のインテグレーションなどが含まれているとしている。²⁾このように国家によって国民すべての社会権が保障されていることの意味、それによる生活基盤の整備実現は見過ごすことは出来ないものである。

第二の強みとしては、地域社会を巻き込みながらの運営が展開されていることである。これは財団の目指すところの社会的インクルージョンの理念を反映したものといえる。この理念を実行することにより、地域にある企業や団体、市民を包括したサービスにつながり、サービス内容も多岐に渡っている。また仕事・自由時間・住居をバランスよく提供するために、一つひとつサービスがつながり、かつサー

ビスが創出されている。その例が、認知症高齢者施設での就業である。このように様々なサービスを準備することは、即ち利用者の就業の機会も増えることにもなる。

この財団の活動は財団の理念である仕事・自由時間・住居を具現化したものであり、教育・就労・生活の連動が実現されたものであるといえる。さらにそれにより、利用者を支援する人材が必要となったことで、多専門職の介入と連携が必要不可欠となった。その結果、特別支援教育に加え様々な資格を保有した職員の介入を必須とした。このように実情に合わせて現状を発展させていくことが社会的インクルージョンの一つの姿なのではないか。

第三の強みは、旧東ドイツの遺産と西側の経済力・技術力をうまく活用した点である。これはハード面にもソフト面にも確認できることである。例えば、ハード面では今回調査した財団の建物は、旧東ドイツの保有していたものを活用していた。建物だけでなく、体操が盛んだった東ドイツ時代のトレーニングマシンも数多く利用し余暇活動を行っていた。ソフト面では、ベッカー氏曰く「胎児から死ぬまで国で支える」という東ドイツ時代由来の考え方の土壌があったことが挙げられる。この考え方が現在も引き継がれているといえる。

2. 財団の課題

課題としては2点が考えられる。財団運営の持続可能性が第一の課題である。ベルリンの壁崩壊以降、西側の影響により新自由主義経済の価値観が市民生活のあらゆる場面に变化を及ぼしている。財団においても、国家からの財政的支援があるとはいえ、東西格差および州間格差の影響を受けながらの運営であることには相違ない。こうした格差は財団においては、スタッフ確保の困難に結びついているという現状をもたらしている。つまり、

スタッフの給料は経済力のある地域の方が高いため、より給料の高い地域へ人材が流出していくというのである。この財団のスタッフの保有資格でも確認できたように、特別なニーズをもつ人を支えるためには、より幅広い知識や技術をもつ人材がスタッフとして望まれている。今後の財団運営を存続、さらに発展させていくためにも持続可能な手立てが必要となる。

第二の課題は、障害をもつ人の高齢化を支えていくことである。ドイツでは1990年代後半頃より急速に高齢化が進展している。³⁾さらに、ドイツにおいて障害をもつ人の数は2009年に約710万人と報告され、そのうちの約386万人が65歳以上となっており、⁴⁾高齢の障害をもつ人が半数以上を占めていることになる。この状況は首都であるベルリンも同様であるといえるだろう。ベルリンには今回調査した財団のような作業所がここを含めて16ヶ所あるというが、果たして十分であろうかという懸念が残った。また、退職年齢に達した高齢の障害をもつ人の支援について、今後どうしていくのかは曖昧であった。このことは一財団の取り組みや努力だけでは解決できない教育、保健・医療・福祉領域全般にかかわる課題でもあることが容易に推察できた。

この第二の課題は、世界的な長寿国である我が国にとっても同様のことである。日本において医療と教育の連携の難しさを指摘する研究者も少なくない。加えて、障害をもつ人に対する興味関心の浅さを論じる看護研究者も存在し、⁵⁾医療や看護の分野においては、障害に対する研究や実践が進展しているとはいえない。

日本では障害をもつ人は障害者自立支援法の対象であり、高齢期の障害をもつ人は介護保険法の対象となる。つまり年齢により制度が切り替わることになり、一生涯を通じた一貫した制度とはなっていない。そのため制度の狭間で困難をかかえる当事者や家族も少な

くない。このような状況に対し現場では問題が指摘されてはいるが、対症療法的な手立てや当事者の努力に一任され、根本的な対策が立てられていない。また老年看護や老人福祉の領域においても、認知症や内臓疾患、身体障害に関する研究や教育・実践はされていても、知的障害や重複障害などをもちながら生きてきた高齢期の障害をもつ人についての関心は浅い現状にあると言わざるを得ない。とくに老年看護の関心の中心は、高齢者になってからの認知症や骨折、脳血管障害などであり、その研究・教育・実践に傾倒している。

植田は壮年期・高齢期の知的障害のある人の調査において、「介護や精神的サポートを含む総合的な生活支援を必要とする」ために、「緊急時の入院や往診・訪問看護を実施してくれる協力医療機関との連携、介護職員等の直接処遇職員や理学療法士、看護師等の医療専門職の配置、権利擁護を含む相談支援体制の強化、施設の構造設備の整備などが求められる」ことを明らかにしている。⁶⁾このことから、老年看護や医療に関わる専門職は高齢期の障害をもつ人の生活全体を支える役割を果たすことが期待される。

おわりに

今回の調査により日本において参考となる点が把握でき、また一方でドイツという国家の抱えた課題も垣間みることができた。

日本の障害の重い人の現実については、二人に一人は相対的貧困以下であること、99%は年収200万円以下であり、生活保護の受給率は障害のない人の6倍以上、6割弱が親と同居していると報告されている。⁷⁾このような状況をみたととき、未だ日本の障害をもつ人の処遇が発達途上であると感じざるを得ない。教育を終えた障害をもつ人が社会で生きていくためには、その生活や生きがいを支えるための就労は不可欠である。インクルージョンという概念が障害領域の教育や研究で目指さ

れている現在、教育だけではなく就労や余暇活動にも及ぶ幅広い意味でのインクルージョンが前提となるだろう。そして、それを支えるためには保健・医療・福祉領域も巻き込んだ統一かつ包括的な支援が不可欠であり、改めて多専門職の認識や力量が問われることになる。

今回の調査結果は調査全体の一部であり、かつベルリン市の一施設に限定されたものである。したがって一施設の調査目的はほぼ達成されたものの、一面的な見解に過ぎない。よって、今後は多国も含めた調査全体からも障害をもつ人の実態を鳥瞰し、幅広く深い分析によって丁寧かつ慎重な見解を導き出す必要がある。以上を真摯に受け止め、調査研究を継続していく。

注

- 1) 本調査研究は、JSPS 科学的な研究費補助金「特別なニーズをもつ子どもへの教育・社会開発に関する比較研究」(基盤研究(A), 課題番号23252010, 2011年度～2015年度, 研究代表者: 黒田学) に基づくものであり、特別なニーズをもつ子ども(とくに知的障害児)への教育および社会開発の動向と課題について、比較検討を行うことを目的としている。そして本調査は、アジア、ユーラシア・東欧、ラテンアメリカを対象地域として、子どものライフステージにしたがって、障害の早期発見・診断、就学、移行支援等を具体的に調査するものの一部であり、黒田学(立命館大学産業社会学部教授)、小西豊(岐阜大学地域科学部講師)、荒木穂積(立命館大学産業社会学部教授)、窪島務(滋賀大学教育学部教授)、バユス・ユイス(京都外国語大学外国語学部准教授)、筆者ら10名による共同研究として行ったものである。ここにご支援頂いた皆様に感謝を申し上げたい。
- 2) 栃本一三郎: ドイツ社会福祉の背景。世界の社会福祉⑧(仲村優一, 一番ヶ瀬康子編), 旬報社, 東京, 2000, p.26.
- 3) Federal Statistical Office <[https://www.destatis.de/EN/Facts Figures/Indicators/Long Term Series/Population/Lrbev01.html](https://www.destatis.de/EN/Facts%20Figures/Indicators/Long%20Term%20Series/Population/Lrbev01.html)> (25 Dec.2012). ドイツの60歳以上人口は, 1985年から1994年までは20%台, 1995年から1999年の5年では21%台から23%へと上昇している。2011年には26.6%を占めていることが報告されている。
- 4) Federal Statistical Office <[https://www.destatis.de/EN/Facts Figures/SocietyState/Health/Disable Persons/Tables/Handicapps.html](https://www.destatis.de/EN/Facts%20Figures/SocietyState/Health/Disable%20Persons/Tables/Handicapps.html)> (25 Dec. 2012).
- 5) 障害をもつ人と看護との接点については, 原田真澄: ダウン症児の成長発達支援において看護職が担う役割。中国学園紀要, 1, 95-101, 2002. を, 医療と教育における連携の困難状況については, 林隆, 木戸久美子, 中村仁志, 高野和良, 加登田恵子, 堅田雅子: 医療と福祉との連携を見据えた特別支援教育に対する教員の意識と課題に関する調査。山口県立大学看護学部紀要, 9, 1-6, 2005. を参照されたい。
- 6) 植田章: 知的障害のある人の加齢と地域生活支援の実践的課題—「知的障害のある人(壮年期・高齢期)の健康と生活に関する調査」から。佛教大学社会福祉学部論集, 6, 19-32, 2010. を参照されたい。
- 7) きょうされん 1 Oct. 2012. <[http://www.kyosaren.com/investigation Info/chikiseikatu jittai_saisyu 20121001.pdf](http://www.kyosaren.com/investigation%20Info/chikiseikatu%20jittai_saisyu_20121001.pdf)> (8 Jan.2013).